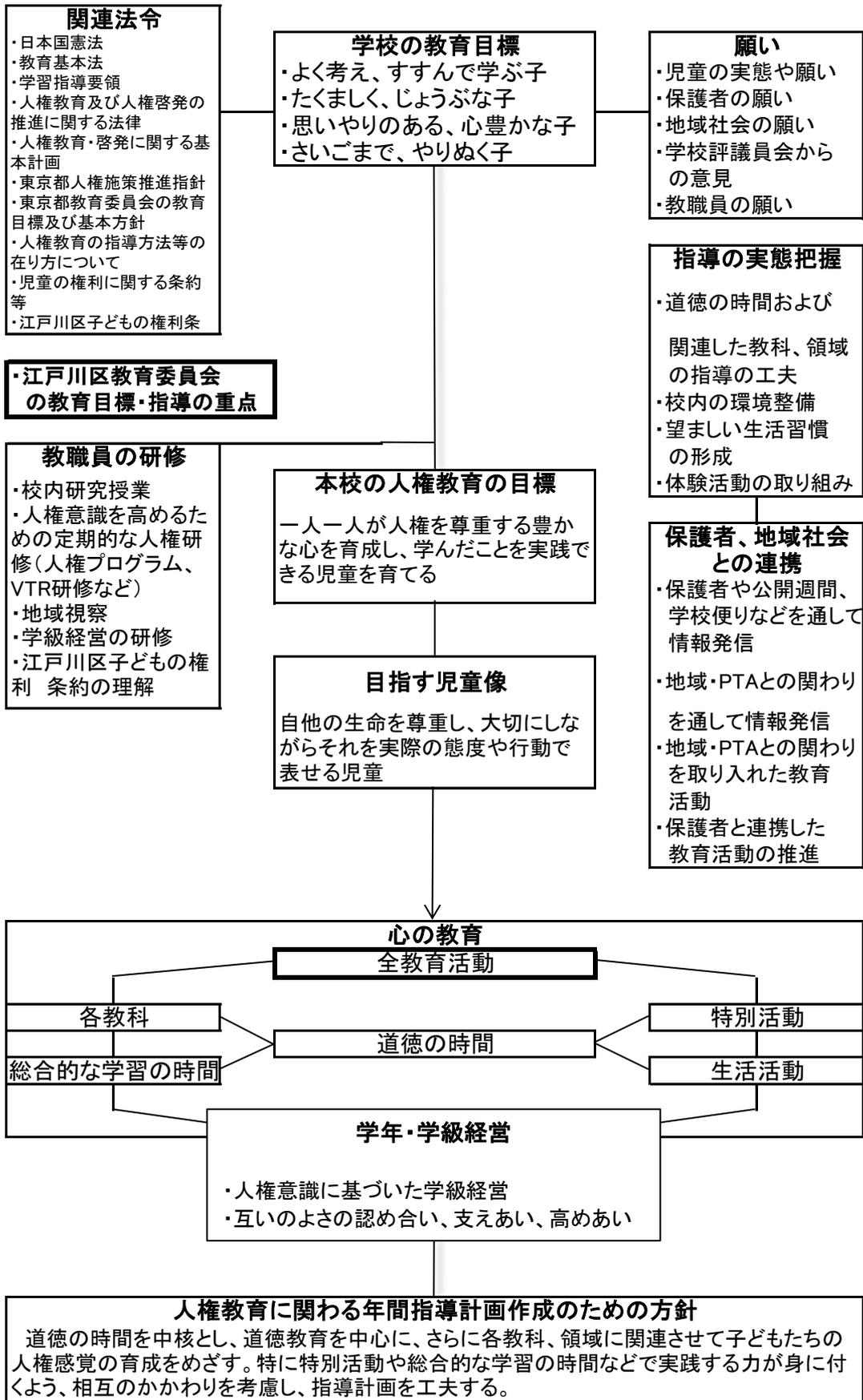


令和5年度 船堀小学校 人権教育全体計画



関連法令

- ・日本国憲法
- ・教育基本法
- ・学習指導要領
- ・人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
- ・人権教育・啓発に関する基本計画
- ・東京都人権施策推進指針
- ・東京都教育委員会の教育目標及び基本方針
- ・人権教育の指導方法等の在り方について
- ・児童の権利に関する条約等
- ・江戸川区子どもの権利条約

江戸川区教育委員会の教育目標・指導の重点

教職員の研修

- ・校内研究授業
- ・人権意識を高めるための定期的な人権研修(人権プログラム、VTR研修など)
- ・地域視察
- ・学級経営の研修
- ・江戸川区子どもの権利条約の理解

学校の教育目標

- ・よく考え、すすんで学ぶ子
- ・たくましく、じょうぶな子
- ・思いやりのある、心豊かな子
- ・さいごまで、やりぬく子

願い

- ・児童の実態や願い
- ・保護者の願い
- ・地域社会の願い
- ・学校評議員会からの意見
- ・教職員の願い

本校の人権教育の目標

一人一人が人権を尊重する豊かな心を育成し、学んだことを実践できる児童を育てる

指導の実態把握

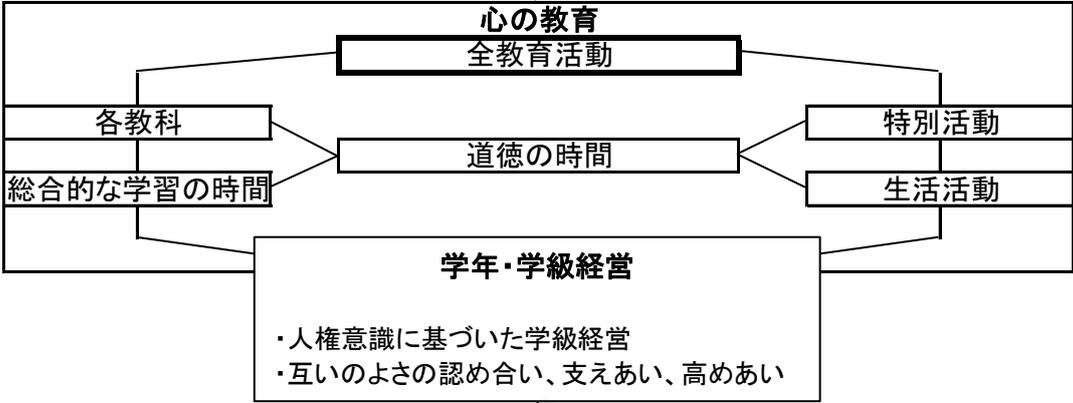
- ・道徳の時間および関連した教科、領域の指導の工夫
- ・校内の環境整備
- ・望ましい生活習慣の形成
- ・体験活動の取り組み

目指す児童像

自他の生命を尊重し、大切にしながらそれを実際の態度や行動で表せる児童

保護者、地域社会との連携

- ・保護者や公開週間、学校便りなどを通して情報発信
- ・地域・PTAとの関わりを通して情報発信
- ・地域・PTAとの関わりを取り入れた教育活動
- ・保護者と連携した教育活動の推進



人権教育に関わる年間指導計画作成のための方針

道徳の時間を中核とし、道徳教育を中心に、さらに各教科、領域に関連させて子どもたちの人権感覚の育成をめざす。特に特別活動や総合的な学習の時間などで実践する力が身に付くよう、相互のかかわりを考慮し、指導計画を工夫する。